

裁判官は憲法の守護神^(注1)

(注1) ① ゴールキーパーは、0点で試合終了を迎えることもあるが、1点又はそれ以上の加点で試合終了となることもある。
② 憲法の守護神は、1点の加点をも許さない。裁判官は、日本国内で憲法違反を一切許さない国家権力(司法権)、即ち不敗の国家権力を有する(憲法81条、98条1項)。
③ 裁判官は、ゴールキーパーではなく、憲法の守護神である。

＊2025年参院選(選挙区)の当選議員は、

「正当に選挙された」

国会における代表者^(憲法前文冒頭)ではない

Ⅰ [5主要民主主義国(米、独、仏、英、韓)は、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙で行政権の長(首相、大統領)を選んでいる。日本は、1票の格差・2倍(1票対0.5票)等の非人口比例選挙で首相を選んでいる。日本の選挙は異質である]

1 日本の国民一人当たり「平均賃金」
1992～2020年の29年間の国民一人当たり「平均賃金」の値の推移は、下記表1のとおりである。

	1992年平均賃金 (A)	2020年平均賃金 (B)	1992年から2020年の 推移 (B÷A)×100%
米	48,389米ドル	69,392米ドル	143.4%
独	42,562米ドル	53,745米ドル	126.2%
英	33,306米ドル	47,147米ドル	141.5%
仏	35,577米ドル	45,581米ドル	128.1%
韓	23,796米ドル	41,960米ドル	176.3%
日	37,483米ドル	38,515米ドル	102.7%

表1 (6カ国／国民一人当たり平均賃金) (OECD公表データ)

国民一人当たり「平均賃金」を見ると、同期間で、日、韓、

米、英、仏、独の6か国のなかで、日本だけが、僅か2%増加の水平状態で、他の5か国は、すべて右肩上がりであり、他の5か国中最低の独国ですら、26%増加である。

日本の国民一人当たり「平均賃金」は、絶対額でも、6か国のうちの最低で、38,515米ドル(ただし、韓国は41,960米ドル)である。

2 全世界のGDPの中の日本のシェアは、1995年に、18%であったが、2023年に、4%に激減した。国難である。

3 人口比例／概ね人口比例の国政選挙の国で、主権者(国民)の投票数の49%の得票者が大統領に当選しなかった4か国とドイツと日本

[大統領制]

(1) [米国] 2024年11月 米連邦大統領選(概ね人口比例選挙)
1位 トランプ氏……………50.8%(77,302,580票)
2位 ハリス氏……………49.2%(75,017,613票)
(但し、相対的得票率)

(2) [韓国] 2022年3月 韓国大統領選(人口比例選挙)
1位 尹錫悦氏……………50.4%(16,394,815票)
2位 李在明氏……………49.6%(16,147,738票)
(但し、相対的得票率)

ける代表者」ではないと解される。(尾島明最高裁判官意見 同旨)。

なぜならば、もし仮に、当該選挙が正当な選挙であるとすると、一票の格差の「更なる是正」(令和5年大法廷判決(参))が求められることなど100%あり得ないからである。

令和5年大法廷判決(参)は、2022年参院選(選挙区)と、2022年参院選(選挙区)の選挙区割りと同じ選挙区割りの2025年参院選(選挙区)は、ともに、「正当な選挙ではない」と黙示的に判断している、と解される。

V [歴史的な6つの高裁判決]

1 2025年参院選(選挙区)人口比例選挙請求裁判で、6高裁判決(①福岡高裁;②広島高裁(補助参加);③仙台高裁;④札幌高裁;⑤広島高裁岡山支部;⑥仙台高裁秋田支部)は、『本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く』旨判示した。(尾島明最高裁判官意見 同旨)。

更に、3高裁判決(東京高裁;上記③～④)は、同選挙に関し、『一人一票が憲法の原則である』旨判示した。(令和5年大法廷判決(参)宇賀克也最高裁判官反対意見 同旨)。

2 1つの国政選挙で、6高裁判決が上記1の判示をしたことは、日本史上初である。

3 2025年、上記1の各高裁が上記1の判決を言渡したことにより、非人口比例選挙の国会議員主権国家から脱皮して、人口比例選挙の国民主権国家(＝国民(主権者)が、その過半数の投票で、国会議員を通じて首相を決定する国家)の誕生に向けて、歴史が動き始めた可能性がある。

VI [裁判官は、憲法の守護神]

1 2026年2月、米連邦最高裁は、(連邦議会承認なく発した、関税の大統領令を違憲無効と判決した)米連邦

(3) [ブラジル] 2022年10月 ブラジル大統領選(人口比例選挙)
1位 ルーラ氏……………50.90%(60,345,999票)
2位 ボルソナーロ氏……………49.10%(58,206,354票)

(4) [ペルー] 2026年6月 ペルー大統領選(人口比例選挙)
1位 ケイコ・フジモリ氏……………50.1%(9,223,396票)
2位 サンチェス氏……………49.9%(9,173,755票)

[首相制]

(5) [ドイツ] 2025年ドイツ連邦議会選挙では、与党であるCDU/CSU及びSPDの3党が総投票数*2の52%を得票し、52%の議席を獲得した(下記表2)。
投票率：82.5%。

	獲得議席(割合) (全630議席中)	得票数(得票率) (全42,833,356票中)*2
与党	328 (52%)	22,309,526 (52%)
CDU/CSU	208 (33%)	14,160,402 (33%)
SPD	120 (19%)	8,149,124 (19%)

表2

*2：5%阻止条項の適用あり。

(6) [日本] 2025参院選では、比例区で、与党(自民・公明)が総投票数の30.4%の得票であるにも拘わらず、全

125議席中、37.6%の47議席を獲得した(下記表3)。
投票率：58.5%。

獲得議席	議席獲得率(選挙区+比例区) (全125議席中)	得票数(比例区)	得票率(比例区) (全59,185,396票中)
与党：47	37.6%	18,018,876	30.44%
自民：39	31.2%	12,808,306	21.64%
公明：8	6.4%	5,210,569	8.80%

表3

2026衆院選では、比例区で、与党(自民・維新)が総投票数の45.4%の得票であるにも拘わらず、全465議席中、75.7%の352議席を獲得した(下記表4)。
投票率：56.3%。

獲得議席	議席獲得率(選挙区+比例区) (全465議席中)	得票数(比例区)	得票率(比例区) (全57,259,957票中)
与党：352	75.7%	25,969,470	45.35%
自民：316	68.0%	21,026,140	36.72%
維新：36	7.7%	4,943,330	8.63%

表4

日本の非人口比例選挙(1票の格差・2～3倍)は、上記4か国の国政選挙及びドイツの国政選挙と比べて、異次元の差異である。

Ⅱ [憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであることは争いが無い]

平成7(1995)年、政府委員(大出入閣法制局長官)は国会で、『憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つである』旨答弁した。従って、【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであること】については、原告・被告(日本政府)間で、争いが無い。

Ⅲ [「憲法改正の国会発議」憲法96条1項の「各議院の総議員の2/3以上の賛成」の解釈]

憲法96条1項は、「①この憲法の改正は、各議院の総議員の2/3以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。(略)」と定める。

上記の「各議院の総議員の2/3以上の賛成」は、憲法前文冒頭の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の定めを解釈基準として解釈すると、「各議院の総議員(＝総「正当に選挙された国会における代表者」)の2/3以上の賛成」と同義である。

Ⅳ [正当に選挙された国会における代表者]

1 最高裁大法廷令和5(2023)年10月18日判決(以下、令和5年大法廷判決(参))は、『2022年参院選(選挙区)は、一票の格差の是正が未達成であり、一票の格差の「更なる是正」が必要である』旨判示している。

2 2025年参院選(選挙区)の区割りとは、2022年参院選(選挙区)の区割りと同一である。

3 令和5年大法廷判決(参)の同判示に照らして、一票の格差の「更なる是正」が必要な2025年参院選(選挙区)の当選議員は、憲法前文冒頭(「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」)の

「正当に選挙された国会にお

地裁判決及び米連邦高裁判決を支持した(但し、裁判対象の関税金額・1,660億米ドル(26兆円))。
米連邦裁判所は、憲法の守護神の行動をしている。

2 (1) 2018年10月16日、ロバーツ米連邦最高裁首席判事(現職)は、ミネソタ大学ロースクールの公開講演会で、

「米連邦大統領と米連邦議会は、国民のために発言する。

裁判所は、国民のために発言しない。
裁判所は、憲法のために発言する。」と述べた。

(2) ロバーツ米連邦最高裁首席判事のこの言葉は、【裁判所が、憲法の守護神であること】を的確に指摘する。

3 裁判所が憲法の守護神であることは、米国でも、日本でも、同じである。

4 憲法99条は、「(略)裁判官(略)は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と定める。

5 裁判官は、憲法の守護神として、

(i) 憲法99条(裁判官の憲法尊重擁護義務)、81条、98条1項に基づき、『2025年参院選(選挙区)は違憲無効である』旨判決し(令和5年大法廷判決(参)宇賀克也最高裁判官反対意見 同旨)。

(ii) [左記Ⅳ1の令和5年大法廷判決(参)の判示に照らして、正当に選挙された国会における代表者(憲法前文冒頭)ではない、2025年参院選(選挙区)の当選議員が、来春、憲法改正の国会発議で投票するという、]

憲法96条1項違反の憲法改正
発議を止める義務がある。

同義務違反は、(もしあれば、)裁判官の憲法99条(裁判官の憲法尊重擁護義務)違反である。

(iii) 昭和51年大法廷判決(衆)は、『当該選挙の違憲無効判決は、選挙を遡って無効にすることなく、将来に向かってのみ無効とする』旨判示する。

従って、最高裁の選挙無効判決が言渡されても、同判決日前に成立済の全ての立法は有効であるので、社会的混乱は一切生じない。(文作成 升永英俊)

民主主義選挙の国際標準は人口比例選挙 5つの主要民主主義国(英、独、米、仏、韓)				
				
United Kingdom	Germany	United States	France	South Korea
議院内閣制		ドイツ連邦…(完全人口比例選挙) 小選挙区比例代表併用制を採用するが、全議席は(比例代表への第2票の得票数によって決まる。小選挙区はサンラグ方式を採用。英連合王国…(概ね、人口比例選挙)(サンラグ方式) 格差±5% (1.11倍以下)		
大統領制(大統領選挙)		フランス……(完全人口比例選挙) 韓国………(完全人口比例選挙) 米連邦………(概ね、人口比例選挙)		



一人一票実現国民会議
公式Xアカウント:
@hitotrippy #ippy
サポーターによる応援アカウント
一人一票実現しよう!
http://www.facebook.com/hitotrippy



1人1票



1人0.6票

あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。

https://www2.ippy.org/ 一人一票 検索

【この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。】
振替口座：三井住友銀行 法谷駅前支店(普通) 4301426 / 郵便振替口座番号 00120-5-417561
名義：一人一票実現国民会議 ※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧ください。

認定 NPO法人 一人一票実現国民会議